

令和2年4月23日
宮崎県建築行政連絡会議

新型コロナウイルス感染症への対策に伴う
応急仮設建築物等の建築基準法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、本県においても新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「新型コロナウイルス感染症等特措法」という。）の規定による緊急事態宣言が発令されたことを受け、県内での標記の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症等特措法第48条第4項の規定により、「特定都道府県知事が行う医療施設の応急の修繕及び臨時の医療施設の建築」については建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第85条第1項に規定する応急の修繕又は応急仮設建築物の建築として、「特定都道府県知事が建築物の用途を変更して臨時の医療施設として使用する場合には当該臨時の医療施設」については法第87条の3第1項に規定する災害救助用建築物として適用する。
- 2 今般の新型コロナウイルス感染症への対策として建築する臨時の医療施設等については法第85条第2項に規定する「その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物」として、建築物の用途を変更して臨時の医療施設等として使用するものについては法第87条の3第2項に規定する「その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物」として、当分の間、取り扱う。

【留意事項】

上記1、2において、その建築工事又は用途の変更を完了した後3月を超えて当該建築物を存続又は用途を変更して引き続き使用しようとする場合には、法第85条第3項又は法第87条の3第3項の規定により、その超えることとなる日より前に、所管する特定行政庁の許可を受けなければなりません。

なお、本取扱いの適用や許可の具体的な判断は、特定行政庁の判断によるものとします。